様式第３号（第１条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指定医療機関指定申請書（新規・更新）  年　　月　　日  （宛先）  埼玉県知事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | 開設者・事業者の代表者 | | | | | | |  | | | | | | | | |
| 住所 | | | 〒 | | | | | | | | | | | | |
| 氏名又は名称 | | |  | | | | | | | | | | | |  |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律第１４条第１項の規定により、指定医療機関の指定を受けたいので申請します。また、申請に当たり、同条第２項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分  （該当するものに○） | １病院 | | | | | | ２診療所 | | | | | | | ３保険薬局 | | | | |
| ４指定訪問看護事業者等  　（右の該当するものに○） | | | | | | |  | | 指定訪問看護事業者  　指定居宅サービス事業者  　指定介護予防サービス事業者 | | | | | | | |  |
| （フリガナ）  名称 |  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 〒  埼玉県 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 |  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コード | **1** | **1** | |  |  | | | |  | | |  |  | |  |  |  | |
| 標ぼうしている診療科名（病院・診療所のみ記載） |  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員の氏名及び職名 | 氏　　　　　名 | | | | | | | | | | 職　　　　　名 | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | |  | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | |  | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | |  | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | |  | | | | | | | |
| 注１　「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者等にあっては、主たる事務所の所在地  　　及び名称並びに当該事業者等の代表者の住所及び氏名を記入すること。  注２　「コード」欄について、病院又は診療所の場合は医療機関コード、保険薬局の場合は薬局コード、  　　指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| （誓約項目）  難病の患者に対する医療等に関する法律第１４条第２項各号に該当しないことを誓約すること。 |

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第１４条　第２項　都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

１　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

２　申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

３　申請者が、第２３条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

４　申請者が、第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日（第６号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

５　申請者が、第２１条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

６　第４号に規定する期間内に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前６０日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

７　申請者が、前項の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

８　申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

９　申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第７号までのいずれかに該当する者であるとき。